

主 文

被告人A 1 及び被告人A 2 は、いずれも無罪。

被告人A 3 を懲役2 年6 月に処する。

被告人A 3 に対し、この裁判が確定した日から4 年間その刑の執行を猶予する。

被告人A 3 について、本件公訴事実中、令和4 年7 月2 0 日付け起訴状記載の公訴事実（令和5 年4 月2 7 日付け及び令和7 年1 0 月8 日付け各訴因変更後のもの）については、被告人A 3 は無罪。

理 由

（犯罪事実）

被告人A 3 は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用維持を図るために支給した休業手当を助成する制度である雇用調整助成金制度の特例措置を利用して、国から同助成金の名目で現金をだまし取ろうと考え、B と共謀の上、令和4 年3 月3 0 日頃から同年5 月2 4 日頃までの間、真実は、前記B が実質的に運営する株式会社D において、C 1 を雇用していた事実も同人に休業手当を支払った事実もないのに、同年1 月1 日から同月3 1 日までの間及び同年2 月1 日から同月2 8 日までの間、同人を休業させて同人に休業手当として各2 7 万円を支給した旨の虚偽の内容を記載した雇用調整助成金支給申請書等を、東京都新宿区西新宿2 丁目7 番1 号小田急第一生命ビル東京労働局職業安定部職業対策課助成金事務センターに提出するなどして同助成金の支給を申請し、同年5 月2 7 日、同労働局職業安定部長C 2 らに、同申請が正当な同助成金の支給申請である旨誤信させて同助成金の支給を決定させ、よって、同年6 月2 日、2 回にわたり、株式会社E 銀行センターF 支店に開設された前記株式会社D 名義の普通預金口座に現金合計1 9 8 万円を振込入金させ、もって人を欺いて財物を交付させた。

(量刑の理由)

新型コロナウイルスの影響下における雇用調整助成金という公金を合計198万円詐取したものであり、刑事責任は軽視できない。もっとも、共犯者間での被告人の立場、関与の程度が大きいとは言えない。以上に加え、共犯者及び被告人が被害弁償の意向を示していることなども考慮すれば、主文の執行猶予判決とするのが相当である。

(無罪の理由)

第1 無罪とした公訴事実の要旨(以下「本件詐欺事件」ということがある。)は次のとおりである。

被告人A1は、東京都港区(住所省略)に本店を置く株式会社G(以下「G社」という。)の代表取締役として、同社の業務全般を統括掌理していたもの、被告人A2は、東京都千代田区(住所省略)に本店を置くH株式会社(以下「H社」という。)の代表取締役として、同社の業務全般を統括掌理していたもの、分離前の相被告人A4(以下「A4」という。)は、名古屋市(住所省略)に本店を置く株式会社I(以下「I社」という。)の代表取締役として、同社の業務全般を統括していたもの、分離前の相被告人A5(以下「A5」という。)は、名古屋市(住所省略)に本店を置く株式会社J(以下「J社」という。)及び名古屋市(住所省略)に本店を置く株式会社K(以下「K社」という。)の代表取締役として、J社及びK社の業務全般を統括掌理していたもの、被告人A3は、東京都港区(住所省略)に本店を置くL株式会社(以下「L社」という。)の従業員として、同社のアクセスチャージ事業部門の業務全般を担当していたものである。

被告人3名は、J社、K社、株式会社M、株式会社N、株式会社O及び株式会社P(以下「J社等6社」という。)が、株式会社Q(以下「Q社」という。)から定額料金サービスを受けられる多数の携帯電話回線を取得し、さらに通信事業者からH社に割り当てられた電話回線に対する着信時間に応じた対価の支払を、

通信事業者からH社に受けられるとする契約を締結するなどした上で、Q社から通信事業者が得た網使用料を、H社を始めとして、G社、I社、J社等6社等に順次分配するために、Q社の携帯電話回線から、通信事業者の電話回線に対し、定額料金サービスの対象外となる機械的な方法により多数回にわたって連続的に発信して長時間着信させる行為（以下「機械的連続発信」という。）により、多数回かつ長時間の発信を行って、Q社から通信事業者を介し多額の網使用料を得る一方で、Q社に対し機械的連続発信を行っていることを秘して、定額料金のみを支払を請求させ、本来支払うべき通話30秒ごとに20円（税抜き）で計算される従量料金の合計金額と1回線当たりの定額料金で計算される合計金額との差額の支払いを免れようと考え、A4及びA5と共謀の上、真実は、定額料金サービス契約を締結するJ社等6社が貸与されたSIMカードをそれぞれにおいて保管せず、特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ようとするつもりであるのにその情を秘し、別表1記載のとおり、平成30年7月25日頃から令和元年12月16日頃までの間、A5らが、R株式会社従業員らを通じて株式会社S従業員らに対し、Q社の携帯電話回線の定額料金サービス契約を申し込み、前記S従業員らに、J社等6社がQ社に契約を申し込む携帯電話回線開設に伴って貸与されるSIMカードについて、J社等6社それぞれが保管利用するもので、特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を得ようとするつもりがない旨誤信させ、よって、Q社にJ社等6社との間で合計920回線の携帯電話回線の定額料金サービスの契約を締結させ、同契約上の地位を取得するとともに、前記920回線のSIMカードの交付を受けた。

その上で、被告人A1及び被告人A2については、別表2記載のとおり、令和3年3月1日から同年6月30日までの間、当時のG社の事務所において、前記920回線のうち84回線から、H社がL社と契約した固定電話回線200回線（以下「L社回線」という。）及びT1株式会社（以下「T1社」という。）と契

約した固定電話回線 800 回線に機械的連続発信を行い、本来支払うべき従量料金合計 3 億 2 2 4 3 万 8 7 8 円 (税込み) と定額料金合計 1 2 9 万 8 2 2 3 円 (税込み) との差額合計 3 億 2 1 1 3 万 2 6 5 5 円 (税込み) の支払いを免れ、被告人 A 3 については、別表 3 記載のとおり、令和 3 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間、当時の G 社の事務所において、前記 9 2 0 回線のうち 8 4 回線から、L 社回線に機械的連続発信を行い、本来支払うべき従量料金合計 1 5 0 4 万 2 4 3 4 円 (税込み) と定額料金合計 1 2 9 万 8 2 2 3 円 (税込み) との差額合計 1 3 7 4 万 4 2 1 1 円 (税込み) の支払いを免れた。

以上により、もってそれぞれ人を欺いて財物の交付を受けるとともに財産上不法な利益を得た。

第 2 争点及び結論

被告人 3 名の各弁護人は、本件詐欺事件につき各被告人には詐欺の故意及び共謀がないと主張する。また、被告人 A 1 の弁護人は詐欺罪の構成要件該当性（欺罔行為性、被欺罔者の錯誤、処分行為、財産上の利益の移転、因果関係）を欠くとも主張する。

当裁判所は、各被告人に詐欺の故意及び共謀は認められないと判断したので、以下その理由を説明する。

第 3 前提事実

関係各証拠によれば、以下の事実が認定できる。

1 関係会社間のアクセスチャージ支払い、電話回線割当て等

- (1) Q 社は、L 社及び T 1 社と、それぞれ相互接続協定を締結し、Q 社の携帯電話回線から、L 社及び T 1 社が保有する各電話回線に着信があった場合、通話回数及び通話時間に応じて、接続料金（いわゆるアクセスチャージ。令和 3 年 3 月から同年 6 月当時、L 社に対し、1 通話毎に 0. 7 4 1 1 4 5 円に加え、1 秒毎に 0. 0 2 9 3 3 円、T 1 社に対し、1 通話毎に 0. 7 1 2 4 円に加え、1 秒毎に

0.02933円。)を支払い、L社及びT1社の各電話回線から、Q社の電話回線へ着信があった場合も、同様に通話時間に応じて、L社及びT1社がQ社へ接続料金を支払うこととされていた。

- (2) 被告人A2の経営するH社は、L社及びT1社との間で、通信サービス提供契約を締結し、各社の電話回線の割当てを受けるとともに、各電話回線に着信があった場合は、L社及びT1社から、手数料や協力金という名目で着信手数料の支払いを受けていた。その一方、H社は、A4の経営するI社等の代理店に対し、L社及びT1社から割り当てられた電話回線を割り当てるとともに、同電話回線への着信に対する手数料を代理店に支払っていた。

2 Q社の定額料金プラン等

Q社は、平成26年6月から定額の料金プランの提供を開始した。その後、特定エリアでの通信の発信や利用が急増して一般客の通信利用に支障が生じたことから、翌平成27年12月、契約約款を改正し、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為が一定期間継続するおそれがある場合は従量料金を適用する旨定めた。契約約款には、「利用に係る契約者の義務」と題し、「一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと」と定められており(70条10号)、Q社が、当該回線の通信状況等から、前記の条件に該当すると判断した場合は、当該回線は定額通話の対象外となり、通話時間に応じた従量料金を課金される旨定められていた。

3 定額契約締結、本件SIMカードの入手等

A4は、平成30年7月から令和元年12月までの間に、J社(代表者A5)等6社の代表者に依頼し、別表1のとおり、Q社との間で定額契約を締結させるとともに、通信回線に係るSIMカード(以下「本件SIMカード」という。)を入手した。

Q社との前記定額契約の締結において、A5は、Q社の販売代理店に対し、A

4に提供して運用することを秘し、J社及びK社名義で複数回線の定額契約を申し込むとともに、現地確認のため同社事務所を訪れたQ社の販売店従業員等に対し、利用用途として「営業所の新設により社員が増えたことから、社員間の連絡用として利用」などの事実と異なる説明を行うなどした。A5以外の他の契約者（株式会社O、株式会社N、株式会社M、株式会社P）も、A5と同様、入手したSIMカードをA4に提供して運用することを秘して契約の申込等の手続を行った。

4 本件アクセスチャージ事業等

本件SIMカードは、設定したプログラムに従って当該SIMカードに係る回線から特定の電話番号に連続的に発信することで機械的連続発信を行う機器（以下、本件においては、同機器を称して「ゲートウェイ」という。）に挿入され、I社がH社から割当てを受けた電話回線（前記1(2)）に機械的連続発信が行われた。それにより、Q社からL社及びT1社に接続料金が支払われ、L社及びT1社からH社へ着信手数料が支払われ、さらに前記1(2)のとおり、H社からI社、ひいてはA4に着信手数料が支払われた。これらの発信は、一般利用者が利用するゲーム等の着信コンテンツを伴うものではなく、着信手数料以外の収益がない状態であった（以下、このような形態の商流につき、本件SIMカードによるものに限らず「本件アクセスチャージ事業」という。）。

5 被告人A1は、令和2年6月頃、I社から本件SIMカードの一部の貸与を受け、G社の事務所内に設置されたゲートウェイに挿入して、I社やその他の代理店がH社から割当てを受けた電話回線に機械的連続発信を行い、前記4と同様、Q社が支払う接続料金の中から、H社を介して着信手数料を得ていた（その一部が公訴事実に係る機械的連続発信である。詳細は後述。）。

第4 被告人3名の故意及び共謀について

検察官の主張する欺罔行為は、真実は、定額料金契約を締結するJ社等6社が

貸与された本件S I Mカードをそれぞれにおいて保管せず、本件アクセスチャージ事業により利益を得ようとするつもりであるのに、その情を秘して、Qの契約担当者等に対し、定額料金契約を申し込んだ、というものである（以下「本件欺罔行為」という。）。A 5やそれ以外の契約者らによる、前記第3の3の契約申込みが、本件S I Mカードの詐取を含めて詐欺の実行行為に該当するか否かなどについては争いがあるが、いずれにせよ、以下のとおり、被告人3名には公訴事実に係る詐欺について故意及び共謀が認められない。

1 被告人A 1について

(1) 関係各証拠によれば、検察官の主張する以下の事実が認められる。

① 被告人A 1は、U 1株式会社（以下「U 1社」という。）で、ユーザーサポートやサーバーエンジニアの業務を担当していた。

L社は、Q社から、Q社の端末からU 1社の電話回線への通信量が急激に増えている旨の情報提供を受け、U 1社が機械による発信を行っている疑いがあったことや、同社に割り当てた回線につき警察から照会があったため、平成28年10月頃にはU 1社との契約を解除した。

② V（以下「V」という。）は、平成26年末頃から、U 1社でアクセスチャージ事業を担当していたところ、平成27年9月頃、U 1社を退社し、U 2株式会社を設立して、その頃から、平成30年8月頃までの間、被告人A 2に依頼をしてH社から電話回線の割当てを受け、自身でアクセスチャージ事業を行うようになった。

③ 被告人A 1は、U 1社を退社後、平成29年1月31日、G社を設立し、前記②のアクセスチャージ事業に関し、平成30年8月頃までの間、Vの依頼を受け、サーバーの管理を行った。

④ G社は、平成30年12月1日、H社との間で、「手数料支払いに関する契約書（L回線網）」を取り交わして電話回線の割当てを受け、同社から着信手数料の

支払いを受けるようになった。

⑤ 被告人A 1は、その頃から、H社との間で、同社がL社と接続するための回線接続用サーバーの構築・運用等に関する契約を締結した。

⑥ 被告人A 1は、遅くとも平成31年1月頃には、A 4の依頼を受けて、A 4が管理する30台ないし40台のゲートウェイの運用を請け負い、同人から指示を受けた携帯電話番号にゲートウェイを操作して機械的連続発信を行うようになった。

⑦ 被告人A 1がアクセスチャージ事業に関与した後、被告人A 1とA 4との間で、以下のメッセージの送受信記録が残されていた。

a 令和元年11月29日

A 4が被告人A 1に、「本日Wさんと話しました。今月も従量課金通知が止まらず相変わらず今回も90枚程来てます」と送信した。

b 同年12月1日

A 4が被告人A 1に、「Wさんの分の従量料金が止まりませんので、理由は分かりませんが、WさんのGWはいったん引き上げてバージョンアップ等をしてもらおうと思います」と送信した。

c 令和2年1月1日

A 4が被告人A 1に、「8505がログインできないので従量課金のシムがロック出来なくて困ってます」「8505はもう止めてもらってもいいですか」「8505」はゲートウェイの番号の意味）と送信した。

d 同年3月2日

A 4が被告人A 1に、「今日中に大阪発送頂いた分のGWを設置しますので、Lも200万分達成するラインになると思います」「従量課金との差し替え用に用意していた200枚ほど余っている事になりますので、L200→500くらいにはしないとダブつきます」と送信した。

e 同年3月31日

被告人A1がA4に、「Lより、「発信数」を押さえてほしいという注文がありましたので、検証中です。全体の分数枠は変わりませんが、ご報告致します。Lへの発信は「1コールあたりの分数」を若干伸ばすことにより対応する方向です。予定としては2割程度発信数を抑えようと思っていまして、おそらく1コールあたり2分くらい伸ばす形です。」と送信した。

f 同日

A4が被告人A1に、「今月も200枚以上通知が来てしまいました。これから事前に従量課金通知SIMは抜きに廻ります。」と送信した。

g 同年5月1日

被告人A1がA4に、「A4さんご相談なのですが、SIMカード調達可能でしょうか。もし可能であれば、一枚月額いくらになりますでしょうか。実は自社でテストで動かしていた分に穴があいており、もったいないので埋めたいと思っています。」「キャパは3台分96枚あいてるので、それ以内であれば何枚でも助かります！」と送信した。

⑧ 被告人A1は、令和2年6月頃、A4から、SIMカード1枚につき、毎月1万10円（税込み）の対価を支払うことを条件に、本件SIMカードの一部の貸与を受けた。

⑨ その頃から、被告人A1は、前記⑧のSIMカードを、自身が設置したゲートウェイに挿入して、L社から割当てを受けたG社の電話回線並びにT1社から割当てを受けたT2社及びT3社の電話回線にゲートウェイを操作して機械的連続発信を行った。

⑩ 被告人A1が、A4から、前記⑨のSIMカードを入手して以降、被告人A1とA4とのメッセージ送受信記録の中には、以下のメッセージが残されていた。

a 令和2年6月16日

被告人A 1がA 4に、「A 4さんおつかれさまです！お借りしたS I MカードのmyQ、ログイン情報をお教えいただくことは可能でしょうか」と送信した。

b 同年7月2日

被告人A 1がA 4に、「我々でお借りしている分もスタートします」と送信し、A 4は「はい、大丈夫です」と送信した。

c 同年8月7日

被告人A 1がA 4に、「他チームの方のS I MホルダーにQ社から直接「電話」があったそうです。70回線程度保持している中の4回線だけに、下記照会が入ったようです。」「GWを使用していることは言わず、返答としては・詳しくないので分かりませんがシムフリーのスマホのようです。・テレアポなど営業で使っていると聞いています。という角度で返答をしてもらいつつ、該当する回線は即解約してもらって、その後の問い合わせに対しては・解約してしまったのでわからないと答えようと思います。また、続報はお知らせしますがまずは共有いたします」と送信した。

d 同年10月29日

A 4が被告人A 1に、「お疲れ様です。取り敢えず今のところお渡ししてある90枚のうち3枚が従量課金通知が来ております。月末迄に抜き取りお願いします」「E x c e l ファイル添付しましたので、お手数かけますが、抜き取ったS I Mを張り付けて、次回お会いする時に渡して下さい」と送信し、J社がQ社との間で定額契約を締結した4回線につき、各回線の電話番号のほか、「(株) J」「2020/10/21 従量課金通知」などが記載のPDFデータを送信した。

e 令和3年1月30日

A 4が被告人A 1に、「今のところ添付2件です。貼り付け宜しくをお願いします」と送信し、J社及び株式会社PがQ社との間で定額契約を締結した4回線につき、各回線の電話番号のほか、「株式会社 J」「株式会社 P」「2021/1/2

1 従量料金通知」など、前記S I Mカードの契約者名が記載されたP D Fデータを送信した。

- ⑪ 警察官が、令和3年7月1日、G社の事務所の検索を実施した際、公訴事実記載の84回線に係るS I Mカード等が稼働中のゲートウェイに挿入された状態で発見・押収された。

(2) 検討

ア 前記のとおり、被告人A1は、遅くとも平成31年1月頃までには、H社から、電話回線の割り当てを受けるとともに着信手数料の支払を受け、また、A4の指示を受けて、同人が管理するゲートウェイを操作して機械的連続発信を行っていたと認められる。そして、被告人A1は、令和2年6月頃、A4から、Q社のS I Mカード1枚につき毎月1万10円（税込み）の対価を支払うことを条件に、S I Mカードの貸与を受け、G社の事務所内に設置されたゲートウェイに挿入して、I社やその他の代理店がH社から割り当てを受けた電話回線にゲートウェイを操作して機械的連続発信を行う一方、Q社が支払う接続料金の中から、H社を介して着信手数料を得ていた。

このような行動の経済的合理性や、A4の指示で、従量課金通知が出されたS I Mカードを使用停止していたことからすると、運用するS I Mカードが定額契約により入手されたものであったことは、被告人A1も認識していたと認められる。

また、被告人A1が、G社等がH社から割り当てを受けた電話回線に対し、A4から貸与を受けたS I Mカードをゲートウェイに挿入して機械的連続発信を行う前後に、A4に、S I Mカードのログイン情報等の教示を求めたり（前記(1)⑩a）、Q社から照会があった件について、A4に、ゲートウェイを使用していることと言わない、利用用途について「テレアポ」など実際の用途とは異なる返答をするなどのメッセージを送信している（前記(1)⑩c）ことからすると、被告人A

1において、アクセスチャージ事業で利用中のSIMカードにつき、Q社に対しては虚偽の利用用途の説明やゲートウェイ設置の隠匿が必要であることを認識していた、すなわち、機械的連続発信による本件アクセスチャージ事業が、Q社に発覚すれば定額契約解約の対象となる事業であることは認識していたと認められる。

イ しかしながら、被告人A1に本件欺罔行為に係る詐欺の故意が認められるというためには、利用しているSIMカードが、Q社側に対する欺罔行為によって入手されたものであるとの認識が必要であるところ、かかる認識が被告人A1に認められるかは疑問が残る。

すなわち、定額契約の締結によって入手されたSIMカードであるからといって、直ちに当該SIMカードが欺罔行為によって入手されたことを意味するものでないことは言うまでもない。

この点、検察官は、前記アの認識のほか、前記(1)の事実関係等から、被告人A1において、A4から提供を受けたSIMカードが、Q社に利用用途につき虚偽の説明をするなどの方法により定額契約を締結して入手したことを認識していたと推認できる旨主張する。

しかしながら、正当な（少なくとも詐欺罪の欺罔行為に当たらない）目的で入手したSIMカードを、後に不当な行為に転用することはあり得るのであるから、A4からSIMカードの貸与を受けて本件アクセスチャージ事業を開始した時点で、当該事業がQ社に発覚すれば定額契約を解約されると認識していたからといって、直ちに、貸与されるSIMカードがQ社側を欺罔して入手したことまで認識していたと推認することはできない。

まして、A4（A5らを介する場合を含む。以下同じ。）が本件SIMカードを入手したのは平成30年7月から令和元年12月にかけてである一方、被告人A1がA4から本件SIMカードの一部の貸与を受けたのは令和2年6月頃であ

る。この間、A 4 は、被告人A 1 以外の者とアクセスチャージ事業を行っており、被告人A 1 が、当該S I Mカードの入手に関与していたことをうかがわせる事情はない。また、A 4 のS I Mカード管理表等からすると、A 4 は、被告人A 1 に貸与したS I Mカード以外にも多くのS I Mカードを入手して本件アクセスチャージ事業に利用していたと認められ、このうちA 4 が被告人A 1 に貸与したのは、Q社から従量課金通知が来て使用できなくなったS I Mカードとペアで利用していた、従量課金通知の来なかった方のS I Mカードである。これらの事情からすると、被告人A 1 の弁護人が指摘するとおり、A 4 らにおいても、Q社からS I Mカードを入手する時点では、本件アクセスチャージ事業のスキームに被告人A 1 を加えることは予定していなかったと認められる。このような経緯からすると、平成3 1 年1 月頃からA 4 の指示により、同人の本件アクセスチャージ事業に関するサーバーの管理やゲートウェイの操作に関与していたことを勘案しても、被告人A 1 において、自らがS I Mカードの貸与を受けて機械的連続発信を行う時点で、当該S I Mカードの入手経緯まで意識せずとも不自然とはいえない。

このほかに、被告人A 1 が、A 4 から貸与されて利用しているS I Mカードにつき、未必的にせよ、Q社側を欺罔して定額契約を締結することで入手されたと認識していたことを認めるに足りる事情は見当たらない。

ウ 以上によれば、被告人A 1 につき、詐欺の故意を認めることはできない。

エ 共同正犯について

前記の検討からすれば、被告人A 1 には、欺罔行為によって入手したS I Mカードを利用しているとの認識を認め難く、したがって共同正犯としての意思連絡も認められないのであるが、以下の観点からも、詐欺の共同正犯の成立については疑問が残る。

すなわち、検察官は、機械的連続発信は、詐欺利得罪にいう支払免脱結果を得

るために必要不可欠な行為として予定されていたのであるから、本件欺罔行為と社会的に一体のものと認められ、そのような機械的連続発信と本件欺罔行為の關係に鑑みると、被告人A 1において、機械的連続発信を行う前にその行為が支払免脱を完遂する上で必要な行為であるとの認識があれば、欺罔行為者等との間で詐欺の共謀が成立すると主張する。

確かに、Q社との間で定額契約を締結してS I Mカードを入手する時点で、入手したS I Mカードを専ら機械的連続発信（本件アクセスチャージ事業）に用いる目的を共有していた者同士であれば、その者らの間では、機械的連続発信に用いるのでなければ当該S I Mカードを入手する意味がないのであるから、検察官の指摘するような一体性、換言すれば、共通の目的のもとで詐欺によりS I Mカードを入手することについての意思の連絡があるという余地がある。しかしながら、先に指摘したように、入手時の欺罔行為のいかんにかかわらず、定額契約の締結によって入手されたS I Mカードを利用して機械的連続発信をすることで経済的利益を上げることはできるのであるから、機械的連続発信と欺罔行為によるS I Mカード入手との間に常に前記のような一体性を認めることはできず、これを共犯者間の意思連絡という観点から言えば、S I Mカードの入手に関与していないばかりか、その時点で本件アクセスチャージ事業のスキームにも加わっていなかった被告人A 1が、後に本件アクセスチャージ事業に加わったからといって、S I Mカードを詐取することについてまでA 4らと意思を通じたということとはできない。

2 被告人A 2について

(1) 関係各証拠によれば、検察官の主張する以下の事実が認められる。

- ① X株式会社は、Y株式会社（T 1の前身）から、電話回線の割当てを受けていたところ、後に、H社がその事業の承継を受けた。
- ② H社は、平成30年11月1日、L社との間で、「I Pサービス提供契約書」を

取り交わして、同社から電話回線の割当てを受けるとともに着信手数料を得ていた。

③ H社は、同年12月1日、G社との間で、「手数料支払いに関する契約書（L回線網）」を取り交わし、同社に対して電話回線を割当て、着信手数料を支払っていた。

④ 被告人A2から押収したノートパソコンには、同年12月26日、L社の営業担当者から聴取した内容をまとめたテキストデータ（「L」というタイトルの下、「Q関西多い（他のキャリア混ぜる）」「携帯が多い（固定も混ぜて）」「昼2時台、夜中2時台（メリハリ）」「1番号からの発信率（200回）」「片通話が多い」と記載のもの）が残されていた。

⑤ L社は、平成31年1月以降、Q社からH社に割り当てたL社回線に着信している通話が大量に発生していることが判明し、同社において、ユーザー利用の通常の通信ではなく、アクセスチャージ実績を増やすためだけの生産性のない通話が行われている疑いを持ったことから、H社に対し、後記⑥の「覚書」の提出を求めた。

⑥ H社は、令和元年6月、L社との間で、「(1) 本サービスの提供を受けるにあたり、法令違反行為、公序良俗に反する行為、及び信義則に反する行為を行わない。」
「(2) 違法もしくは不正の利益を得る目的で、又は他人に対して損害もしくは負担を与える目的で、本サービスを利用し、又は原契約を履行しない。」などが記載された覚書を取り交わした。

⑦ 被告人A2と被告人A3とのメッセージ送受信記録の中には、被告人A3が被告人A2に対し、以下のとおり、L社の技術部門から得た情報を提供する内容のメッセージが残されていた。

a 平成30年12月28日

被告人A3が被告人A2に、「ウチの技術が見てるファクターですが、時間帯

による呼量推移。同一番号からの発信回数。発キャリア。同番号のコンテンツ変化。コンテンツの内容」「今時点でウチの技術は、かけ放題携帯からの着信との目線からで判断をスタートしてます。」と送信した。

b 平成31年2月21日

被告人A3が被告人A2に、「別件ですが、ここ数日トラフィックが、上昇傾向とウチの技術が騒いでます。コンテンツやトラフィックの偏りに留意された方が宜しいかと」と送信した。

c 令和2年10月2日

被告人A3が被告人A2に、「9月下旬より弊社設備でのアラートが頻発しておりまして当社設備部門・保守部門より強い指摘を受けております。特に月末日初付近で多発しており、対象の番号パートナー様へ根本的な御対応を改めてお願いいたします」と送信した。

d 同日

被告人A3が被告人A2に、「お世話になります。先ほど、設備アラートのメールお送りしました。社内的なパフォーマンスもあり近々訪問させていただきます。善後策含め会話させて頂きたく、お手隙の折お電話頂戴出来ますでしょうか」と送信した。

⑧ 被告人A2は、次のとおり、A4との間で、従量課金通知等に関するメッセージをやりとりした。

a 平成29年7月24日

被告人A2がA4に、「一度SIMのスクリーニングを頂けますでしょうか？同様な事が続きますと、Qより調査が入り、同番号への着信が無料対象外になる可能性が有ります。」「レンタル業者上がりのSIMは多いのでご注意ください。」と送信した。

b 平成30年1月29日

A 4が被告人A 2に、「T 1の(中略)電話番号にかけているS I Mは停止される可能性が高いとの話が来てますが、そんな話になってますでしょうか?!」と送信し、被告人A 2は、「番号の件は聞いていませんが、Qのリストに載っているのでしょうか?」と返信した。

c 同年4月26日

A 4が被告人A 2に、「恐らくS I M沢山あまってしまった為、先日のメール来た際、頼まれてたのもありI P Sの枠持つてる方に大量に仕様変更して回したのですが、そちらに元々協力していたS I Mだけが定額の料金プラン停止案内が結構来たので、また半分ほど引き上げたものをまたこちら側に仕様変更の指示をしたのが原因だと思います。」と送信した。

d 同年5月28日

A 4が被告人A 2に、「あれ以降もQ契約がそれなりに伸びてダブついてしまっております」と送信した。

e 令和2年1月29日

A 4が被告人A 2に、「ここ数ヶ月S I M供給していたI P S枠の会社さん宛の発信とT 1の枠への発信を同じGWから援護発信したり、戻したりを繰り返してたのが、計測ズレに繋がったという判断になりました。S I M従量課金通知が止まらないのでI P S枠会社さんへの供給は来月から停止する事に決まっていますので、今後はズレがなく枠を守って運用して頂けるとと思います。」と送信した。

⑨ 被告人A 2は、被告人A 1に対し、次のとおり通信量の調整の依頼を行っていた。

a 令和2年2月19日

被告人A 2が被告人A 1に、「A 4氏のLですが、A 4氏へ割り当てる番号をお知らせください。」と送信した。

b 同年2月27日

被告人A2が被告人A1に、「T1着信にてA4さんが840万分弱でまだまだ多いので800万弱で調整下さい。又、ゼロさんも2100万分以内でお願い致します。」と送信し、被告人A1が「了解です。こちらの計算より多くなる傾向あります。。A4さん750万だいで抑えていました。ゼロも了解です。」と返信した。

c 同年3月2日

被告人A2が被告人A1に、「L2月の着地はサーバー上は何分になっていますでしょうか？」と送信し、被告人A1が「G計測ですと、35441688になっています。おそらく途中で輻輳回避の為に、全体的に落としたのでその影響が出てるのかもしれませんが。」と返信した。

d 同年3月4日

被告人A2が被告人A1に、「Lより来ておりますデータとそちらから頂いたデータを照らしますと乖離がありました。(中略)お手数ですが再度ご確認頂けますでしょうか?」「又、13時から14時のトラフィックも未だ多い状況なので他の時間へ振り分けて欲しいとの事でした。」と送信し、被告人A1が「①L総分数ですが計算誤りがありました。こちらは計測値、正しくは34538909です。大変失礼しました(Iがだぶって足されていた為)」「②13～14も、午前中と同じくトラフィックを抑えたプログラムにしました。明日からです。」と返信した。

e 同年3月24日

被告人A2が被告人A1に、「T1よりディリートラフィックにて現状だと最終的にオーバーしてしまうので少し落として下さいと連絡入りました。色々と無理を申しますが少し抑えて頂けますでしょうか?」と送信し、被告人A1が「了解です。全体的にブレーキかけます」と返信した。

f 同年3月25日

被告人A2が被告人A1に、「T1より回答でディリー105万分程度マイナスして欲しいとの事でした。宜しく願いいたします。」と送信し、被告人A1が「了解です！昨日の調整で十分か確認して、足りなそうであれば再度調整します。」と返信した。

g 同年3月30日

被告人A2が被告人A1に、「T1のトラフィックが全体的にオーバー気味との報告がございました。明日一日のトラフィックを極力抑えて頂けますでしょうか？」と送信し、被告人A1が「了解です。」「Lへの発信ですが、検証を完了させてまして、2分ほど通話時間を伸ばしました。これにより、2割ほど発信通話数が減少するはずです。」「理論的には、秒間呼量もこれで減るはず。。と思いますが、秒間呼量のレベルではこちらで減を確認出来ないなので、L側へ確認をお願い致します。」と返信した。

(2) 検討

ア 前記の事実によると、本件欺罔行為の始期である平成30年7月より前から、被告人A2において、A4らが定額契約でQ社のSIMカードを入手していたこと、H社からI社に割り当てられた電話回線で従量課金料金の対象になり得る著しく多数の着信が発生していたことは認識していた認められ、さらに、前記(1)⑦ないし⑨のメッセージの内容、同⑤のL社との覚書作成の経緯等に照らすと、被告人A2が、A4がゲートウェイを使用して機械的連続発信を行っていたこと、A4のSIMカードが被告人A1に貸与され、被告人A1において機械的連続発信を行っていることまで認識していたことも、ある程度強くうかがわれる。

イ しかしながら、先に説示したように、正当な目的で入手したSIMカードを後に不当な行為に転用することはあり得る。また、検察官が主張するように、被告人A2が本件SIMカード入手より前からA4による本件アクセスチャージ事業に関わっていたとしても、SIMカード入手への関与がうかがわれない被告人

A 2において、当該事業に使用されるS I Mカードの入手方法にまで関心を持つとは限らない。

加えて、被告人A 2からA 4に送信された前記(1)⑧a「レンタル業者上がりのS I Mは多いのでご注意ください。」等のメッセージからは、被告人A 2において、A 4が、レンタル業者等の第三者からS I Mカードを調達している可能性も念頭に置いていたことがうかがわれる。A 4の運用していたS I Mカードは、被告人A 1に貸与されたもの以外にも多数にわたり、それぞれの入手時期も異なっているところ、被告人A 2が、A 4の使用するS I Mカードの入手先につき前記のような認識を有する中で、公訴事実記載の定額契約にかかるS I Mカードにつき、未必的にせよ、A 4らによる欺罔行為によって取得されたと認識していたことを認めるに足りる証拠はない。

ウ したがって、被告人A 2には、公訴事実に係る定額契約の締結やS I Mカードの入手につき詐欺の故意があったと認めることはできず、そうである以上、A 4らとの共謀も認められない。

3 被告人A 3について

(1) 関係各証拠によれば、2(1)の事実経過に加え、被告人A 3が、L社の営業担当社員として、遅くとも平成28年頃には、前記のとおりアクセスチャージ事業を行っていたU 1社の営業担当となったことが認められる。

また、被告人A 3は、平成31年2月以降、被告人A 2から数十万円単位で資金援助を受けるようになり、令和2年9月25日、Z合同株式会社を設立後、同社を介して、令和3年3月から同年6月当時、合計約860万円の資金援助を受けていた。

(2) 検討

ア 前記(1)の事実経過によれば、被告人A 3が、L社がH社との間でI Pサービス提供契約等を締結した平成30年11月以降、同社の営業担当として、被告人A

2 に対し、機械的連続発信の通信を監視する判断基準、通信量抑制等に関する情報提供を行っていたことが認められる。これらは、被告人A 3 が、被告人A 2 が本件アクセスチャージ事業に関与していると認識し、かつ、同事業における機械的連続発信が、Q 社に発覚すれば契約解除されるようなものであると認識した上で、そのような契約解除が避けられるよう、被告人A 2 に前記の情報提供を行っていたことと整合する事情とはいえる。

イ しかしながら、被告人A 1 及び被告人A 2 と同様、機械的連続発信に利用されているS I MカードがQ 社と定額契約を締結して入手されたものであると認識していたとしても、当然に欺罔行為によってQ 社と定額契約を締結してS I Mカードを入手したことを意味するものではない。同被告人らに関して説示したところに加え、被告人A 3 は、従前U 1 社との接点があったものの、A 4 らによる本件アクセスチャージ事業に関連するやりとりの相手は被告人A 2 に限られ、それ以外の本件詐欺事件の関係者とやりとりをしていたとは特に認められないことも踏まえると、被告人A 3 に、欺罔行為によって定額契約が締結されて入手されたS I Mカードが利用されているとの認識を有していたと認める根拠は見出し難い。

検察官は、被告人A 3 が、ゲートウェイを使用してアクセスチャージ事業を行っていたU 1 社の担当をしている中で同社が機械的連続発信を行った疑いがあり契約解除が行われた事実を知っていたことや、機械的連続発信によるアクセスチャージ等の取得を事業とする商流が存在することを知っていたことなどを指摘するが、アクセスチャージ事業やゲートウェイを使用した機械的連続発信が当然にS I Mカードの詐取を伴うものとは認められないことは、先に説示したところと同様である。

ウ したがって、被告人A 3 には詐欺の故意は認められず、そうである以上、他の共犯者との共謀も認められない。

第5 結論

以上によれば、被告人3名について、本件詐欺事件につき、いずれも犯罪の証明がされていないというべきであり、刑事訴訟法336条により、無罪の言渡しをすることとした。

令和8年5月12日

名古屋地方裁判所刑事第1部

裁判官 平 手 健太郎

裁判長裁判官坂本好司及び裁判官藤井茜は、いずれも転補のため署名押印することができない。

裁判官 平 手 健太郎

(別表 1 ないし 3 省略)